

平成 28 年度土地鑑定委員会（第 6 回）議事要旨

1. 開催日時

平成 29 年 1 月 20 日（月） 16 : 01 ~ 17 : 48

2. 場 所

国土交通省会議室（中央合同庁舎第 3 号館 3 階 土地・建設産業局会議室）

3. 出席者

土地鑑定委員会（敬称略）

（委員長）井出 多加子

（委員）清常 智之、小津 稚加子、亀島 祝子、河合 芳樹、森田 修、若崎 周

土地鑑定委員会事務局

鳩山正仁土地・建設産業局次長、古川陽地価調査課長、安岡義敏地価公示室長、

高石将也鑑定評価指導室長、井上信吾地価調査企画調整官、山王一郎地価調査課長補佐 他

4. 議題

【審議事項】

- (1) 平成 29 年地価公示の委嘱等について
- (2) 平成 29 年地価公示標準地の選定替について
- (3) 平成 29 年地価公示標準地の価格の審査調整方針について
- (4) 平成 30 年地価公示鑑定評価員の応募要領について
- (5) 土地鑑定委員会議事要旨等について

【報告事項】

- (1) 平成 29 年地価公示鑑定評価員の異動状況等について
- (2) 平成 29 年地価公示に係る各都道府県の見込価格の状況について
- (3) 平成 29 年不動産鑑定士試験受験案内（案）について
- (4) 不動産鑑定士 PR 動画について
- (5) 「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）について
- (6) 平成 29 年度予算決定概要について

5. 議事等

【審議事項】

- (1) 平成 29 年地価公示の委嘱等について
平成 29 年地価公示の委嘱等について、分科会幹事 1 名から健康上の理由により辞退の申し出があり、別の者に交代する旨、認められ、決定された。
- (2) 平成 29 年地価公示標準地の選定替について
平成 29 年地価公示標準地の選定替について、前回土地鑑定委員会決定の 26, 000 地点を決定したところであったが、再点検の結果、3 地点において地点が変更され、別紙 1 のとおり決定された。
- (3) 平成 29 年地価公示標準地の価格の審査調整方針について
平成 29 年地価公示標準地の価格の審査調整方針について、議論の上、決定された。
- (4) 平成 30 年地価公示鑑定評価員の応募要領について
平成 30 年地価公示鑑定評価員の応募要領について、別紙 2 のとおり決定された。

委員からの主な意見は、次のとおりであった。

- ・「研修の受講履歴」については、考慮すべきである。

なお、同要領については、平成 29 年 2 月 15 日に公表された。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_fr4_000032.html

- (5) 土地鑑定委員会議事要旨等について（継続審議）
土地鑑定委員会議事要旨の作成・公開のあり方等について、議論されたが、次回の委員会においても継続して審議されることとなった。

【報告事項】

- (1) 平成 29 年地価公示鑑定評価員の異動状況等について
平成 29 年地価公示鑑定評価員の異動状況について、前回の土地鑑定委員会までに、5 人が辞退した旨報告を行ったが、さらに 3 人から、病気を理由に辞退の申し出があり、平成 29 年地価公示鑑定評価員は、全 2,469 人で作業を行っていく旨、事務局より説明を行った。
- (2) 平成 29 年地価公示に係る各都道府県の見込価格の状況について
平成 29 年地価公示に係る各都道府県の見込価格の状況について、事務局より説明を行った。
- (3) 平成 29 年不動産鑑定士試験受験案内（案）について
平成 29 年不動産鑑定士試験受験案内（案）について、別紙 3 に基づき、事務局より説明を行った。
なお、同試験案内については、平成 29 年 2 月 13 日より配布された。
<http://www.mlit.go.jp/common/001172526.pdf>
- (4) 不動産鑑定士 PR 動画について
不動産鑑定士の魅力発信のため、不動産鑑定士について紹介した動画を作成した旨、事務局より説明を行った。なお、同動画については、平成 29 年 2 月 10 日に公表された。
http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo04_hh_000128.html
- (5) 「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）について
「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）について、別紙 4 に基づき、事務局より説明を行った。
- (6) 平成 29 年度予算決定概要について
平成 29 年度予算決定概要について、別紙 5 に基づき、事務局より説明を行った。

以上

平成29年地価公示標準地の選定替について(案)

平成28年12月2日に開催された第5回土地鑑定委員会において、26,000地点の標準地を決定したが、再点検をした結果、資料2-1のとおり現況に著しい変化が生じた3地点で地点の変更が必要となった。

\	第5回土地鑑定委員会 (28年12月2日)におい て議決された数	H29地価公示 最終実施数(案)
総地点数	26,000	26,000
平成28年地点数+復 活地点数(宅地見込地・ 林地)(A)	25,401	25,401
選定替地数(B)	268	269
選定替割合(B/A)	1.1%	1.1%

※今回地点の変更が必要となる3地点のうち2地点については、第5回土地鑑定委員会で選定替の議決を経ている地点を、さらに変更するものなので、全体の選定替地数は269地点となる。

平成30年地価公示鑑定評価員の応募要領（案）

平成29年1月20日
土地鑑定委員会決定

地価公示調査組織規程に基づき、平成30年地価公示に係る鑑定評価員（以下「評価員」という。）を募集します。

1. 募集期間（書類の提出期間）

【A】新規応募者、【B】継続応募者ともに下記共通の日程で受け付けます。応募手続の詳細はP.5～P.9をご覧ください。

（1）委嘱申請書

平成29年4月3日（月）から平成29年4月10日（月）まで

- 【A】新規応募者は、電子メールにより提出してください。
- 【B】継続応募者は、平成30年地価公示鑑定評価員募集業務受注者の用意したシステムにより提出してください。

（2）従事証明書、申請内容確認書、委嘱申請書の写し、その他の添付書類

平成29年4月3日（月）から平成29年4月10日（月）まで

- 【A】新規応募者は、郵送又は持参により提出してください。（当日消印有効。以下同じ。）
- 【B】継続応募者は、従事証明書、申請内容確認書、委嘱申請書の写しについては、平成30年地価公示鑑定評価員募集業務受注者の用意したシステムにより提出してください。
その他の添付書類については、郵送又は持参により提出してください。

（3）注意事項

- ① 委嘱申請書の様式は毎年改訂されています。前年の様式等で提出された場合は受理されません。
- ② 募集期間外の提出は受理されません。必ず期間内に提出してください。
- ③ 提出された書類の修正は、募集期間内であれば何度でも可能です。その場合、最後に提

出されたもののみが受理されます。

- ④ 書類を持参する場合、
月曜日から金曜日の 10時00分～12時00分 又は
13時00分～17時00分
P.7、P.9「⑤提出先」に持参してください。

2. 評価員の業務内容

(1) 基本的な業務内容

評価員は、基本的に平成29年6月～平成30年3月の間に、次の①～④に掲げる業務を行います。

- ① 地価公示法（昭和44年法律第49号）の規定により実施する標準地の鑑定評価
- ② 標準地の候補地の選定（標準地の点検を含む）
- ③ 地価公示調査組織規程に定める分科会が開催する会議への出席、当該会議における検討への参加、分科会幹事の定める役割分担に沿った資料の作成等
- ④ 鑑定評価書の内容等に関する土地鑑定委員会（事務局を含む）、外部等からの問合せ等への対応（平成30年4月以降も対応していただく可能性があります）

(2) 留意事項

- ① 評価員の業務を遂行するに当たっては、別添の地価公示調査組織規程の理解が必要不可欠です。このため、当該規程を熟読し、その内容を十分に理解した上で評価員への委嘱申請書等を提出してください。
- ② 地価公示業務は、コンピュータシステムにより実施しています。地価公示業務の成果物は、土地鑑定委員会が定めるデータ形式（以下「統一フォーマット」という。）及びネットワークシステムを使用した上で提出する必要があります。
 - ・ ネットワークシステムへの接続に係る費用は自己負担とします。
 - ・ 統一フォーマットによる鑑定評価書データ等作成に当たっては、鑑定評価書作成支援ソフトを各自ご用意ください。
 - ・ 必要となるパーソナルコンピュータの仕様等については、別に示す「パーソナルコンピュータの環境等」をご参照ください。
- ③ 鑑定評価料等の支払
全ての成果品の検査に合格したときは、支払業務受託者が、鑑定評価料、調査旅費及び幹事謝金を、鑑定評価員が指定した金融機関口座に平成30年3月下旬に振り込みます。なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）」の施行に伴い、鑑定評価員に委嘱された者は、支払業務受託者にマイナンバーを提出していただきます。

3. 応募要件及び応募手続

具体的な応募要件、手続等は以下のとおりですので、これを十分に確認して「委嘱申請書」、「従事証明書」、「申請内容確認書」及び「その他の添付資料」を提出してください。

(1) 応募要件

【A】新規応募

募集期間の開始日の前日時点で不動産鑑定士の登録を受けている者であって、かつ、平成29年地価公示に係る評価員としての委嘱を受けていない者のうち、次の①～⑫の要件を満たす者が新規応募の対象です。

- ① 募集期間の開始日の前日から遡って3年の間、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補としての登録を受けている者であること
- ② 募集期間の開始日の前日から遡って3年の間、不動産鑑定業者又はその役員若しくは従業員として不動産鑑定業に従事し、かつ、「不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価」を過去3か年度それぞれにおいて5件以上実施している者であること

ア. 「不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価」とは、不動産鑑定評価基準（平成14年7月3日国土交通事務次官通知）の全ての内容に従って行われた鑑定評価をいいます。

したがって、いわゆる価格等調査報告書は含まれません。なお、地価公示及び都道府県地価調査のために実施する鑑定評価については、本応募要領における鑑定評価の実績には含まれません。

イ. 不動産鑑定業者の専任の不動産鑑定士については、当該不動産鑑定業者の業務としての不動産の鑑定評価が実績となります。

ウ. 病気等により不動産鑑定業に従事できなかった期間がある者でも、募集期間の開始日の前日から遡って3年6か月の間に、不動産鑑定業に従事した期間が通算して3年間以上ある場合には応募することができます。

エ. 出産等により不動産鑑定業に従事できなかった期間がある者でも、募集期間の開始日の前日から遡って3年6か月の間（当該3年6か月の間に、出産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）若しくは出産後8週間の期間又は1歳未満の子を養育する期間があった者にあつては、それらの期間を除いた通算で3年6か月の間）において、不動産鑑定業に従事した期間が通算して3年間以上ある場合には応募することができます。

オ. ただし、上記ウ及びエに該当する場合、「不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価」の実績については、不動産鑑定業に従事できなかった期間を除く直近の通算3年間を各年（12か月）に区切り、各年5件以上実施しているとともに、少なくともうち1件の鑑定評価については、募集期間の開始日の前日から遡って6か月の間において実施する必要があります。

- ③ 平成30年1月1日において65歳未満であること

- ④ 委嘱申請書の提出期限日から過去3年間に不当な鑑定評価等により不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第40条第1項前段又は第2項の規定による懲戒処分を受けたことのない者であること
- ⑤ 委嘱申請書の提出期限日から過去1年間に国から鑑定評価等業務に関して適切さを欠く点があると認められるものとして行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。ただし、助言その他これに類するものを除く。）を受けたことのない者であること
- ⑥ 委嘱申請書の提出期限日から過去1年間に公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会等から不当な鑑定評価等に関して懲戒処分を受けたことのない者であること
- ⑦ 地価公示の評価員となった経験を有する者にあつては、地価公示業務においてその信頼性を著しく損なう行為等を行ったことのない者であること
 - これには、平成14年地価公示以降、鑑定評価書等に不適切な事項が見られたとして土地鑑定委員会から地価公示に係る評価員の委嘱を3回認められなかった者を含みます。
- ⑧ 評価員の業務を適切に実施でき、かつ、地価公示業務が分科会活動を伴うものであることを重視し、分科会において適切な行動ができる者であること
- ⑨ 土地鑑定委員会から代表幹事又は分科会幹事への就任を依頼された場合、あるいは分科会幹事から副幹事への就任を依頼された際には、特段の理由のある場合を除き引き受けることが可能な者であること
- ⑩ 評価員としての業務を行う期間を通じて、地価公示の円滑かつ適切な実施に支障を生じさせるおそれ又は地価公示の信頼を損なうおそれがない者であること
- ⑪ 応募手続を含め、地価公示業務に関して、虚偽又は申請書類の改ざんを行ったことのない者であること
- ⑫ 前年の地価公示において、評価員の委嘱を受けながら途中辞退をした者又は委嘱を取り消された者でないこと

【B】継続応募

平成29年地価公示評価員としての委嘱を受けた者のうち、次の①及び②並びに【A】の④～⑫の要件を満たす者が継続応募の対象です。

なお、平成29年地価公示において継続応募時に病気、出産等により、継続して評価員を行うことが困難であり、その旨の申請を行い、かつ、土地鑑定委員会の審査の結果、翌年の地価公示の継続募集要件を満たすと判断された者も今回に限って継続応募の対象となります。

- ① 不動産鑑定業者又はその役員若しくは従業員であり、募集期間の開始日の前日から遡って1年の間に、不動産の鑑定評価に関する法律第3条第1項に規定する「不動産の鑑定評価」を5件以上実施した者であること
 - この5件のうち3件は、3.(1)【A】②ア.に規定する「不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価」である必要があります。
 - ア. 不動産鑑定業者の専任の不動産鑑定士については、当該不動産鑑定業者の

業務としての不動産の鑑定評価が実績となります。

- イ. 地価公示及び都道府県地価調査のために実施する鑑定評価は実績には含まれません。
- ウ. 土地鑑定委員会の審査の結果、翌年の地価公示継続募集要件を満たすと判断された者であって、病気等により不動産の鑑定評価に従事できなかった期間がある者については、募集期間の開始日の前日から遡って1年3か月の間に、不動産鑑定業に従事した期間が通算して1年間以上ある場合には応募することができます。
- エ. 土地鑑定委員会の審査の結果、翌年の地価公示継続募集要件を満たすと判断された者であって、出産等により不動産鑑定業に従事できなかった期間がある者については、募集期間の開始日の前日から遡って1年3か月の間（当該1年3か月の間に、出産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）若しくは出産後8週間の期間又は1歳未満の子を養育する期間があった者にあつては、それらの期間を除いた通算で1年3か月の間）に、不動産鑑定業に従事した期間が通算して1年間以上ある場合には応募することができます。
- オ. 上記ウ及びエの場合、「不動産の鑑定評価」の実績については、不動産鑑定業に従事できなかった期間を除く直近の通算1年間に5件以上「不動産の鑑定評価」を実施しているとともに、少なくとも1件については、募集期間の開始日の前日から遡って6か月の間において実施している必要があります。

② 平成30年1月1日において70歳未満であること

- ただし、前回まで連続して5回以上評価員であった者にあつては、以下の要件に合致する場合、平成30年1月1日において75歳未満であれば特例として認められる場合があります。

【要件】別紙2に示す「70歳以上である者の委嘱が可能な分科会」に、平成29年地価公示の際に所属していた者が、同一の分科会（担当区域）を希望する場合

(2) 応募手続

【A】新規応募の場合の応募手続

① 提出すべき書類

■ 委嘱申請書

別添の様式－1「地価公示鑑定評価員(新規)委嘱申請書」(以下「委嘱申請書(新規)」という。)について、別添の「地価公示鑑定評価員委嘱申請書の記載に係る留意事項(以下「留意事項」という。)」に従って必要事項を記入の上、平成29年4月10日(月)までに電子メールで提出してください。

■ 従事証明書、申請内容確認書、委嘱申請書の写し、その他の添付書類

A. 従事証明書

募集期間の開始日の前日から遡って3年の間に、所属会社等を変更した場合には、別添の様式－3「従事証明書」を提出してください。

なお、募集期間内に、所属会社等を変更した場合にも、同様に提出してください。

B. 申請内容確認書

申請内容の確認及び所属会社等の承諾については、別添の様式－4「申請内容確認書（新規用）」を提出してください。

C. 委嘱申請書（新規）の写し

上記電子メールで提出する「委嘱申請書（新規）」を印刷して提出してください。

D. 出産を証明する書類

産前・産後及び育児期間の特例を希望する場合には、出産を証明する書類（母子手帳の写し等）を提出してください。

E. 鑑定評価書の写し

新規委嘱申請書の9の(2)「主な鑑定評価実績の概要」に記載した鑑定評価に係る鑑定評価書については、以下により提出してください。（提出する写しは、A 4版両面で各評価書にインデックスを付け、申請書の順にファイルすること。）

(A) 各年度1件（計3件分）については

不動産鑑定業者及び代表者の押印と関与した不動産鑑定士等の署名押印された箇所を含む本文及び附属資料の写し（公図、建物図面、設計図書、写真、登記簿の写し等を除く。）

(B) (A)を除く各年度4件（計12件分）については、以下のア～カ）に該当する部分の写し

ア) 鑑定評価額及び価格又は賃料の種類

イ) 対象不動産の所在、地番、地目、家屋番号、構造、用途、数量等及び対象不動産に係る権利の種類

ウ) 価格時点及び鑑定評価を行った年月日

エ) 鑑定評価手法の適用に係る評価の方針を記載した部分

オ) 関与不動産鑑定士及び関与不動産鑑定業者に係る利害関係等

カ) 不動産鑑定士の署名・押印

- ② 「委嘱申請書（新規）」、「従事証明書」及び「申請内容確認書（新規用）」の
入手方法
応募手続に係る申請書類等は国土交通省のホームページからダウンロードして
ください（<http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/index.html>）。

「注意」：ダウンロードした様式は、入力完了後、ご自身のパソコン等に
保存してください。

③ 記載方法

別添の留意事項を熟読の上、「委嘱申請書（新規）」、「従事証明書」、「申請内容
確認書（新規用）」及び「その他の添付資料」を記載してください。

④ 提出方法

○「委嘱申請書（新規）」

ダウンロードした様式に必要な事項を入力の上、「入力後必ずクリック」を押
した後、「電子メールで送信」を押して送信してください。

電子申請が正常に行われた場合、受信確認メールが自動送信されますので、
ご確認ください。

「注意」：委嘱申請書（新規）の写しの印刷のため、ダウンロードした様
式は、入力完了後、ご自身のパソコン等に保存してください。

○「従事証明書、申請内容確認書、委嘱申請書の写し、その他の添付書類」

A～Eについては、平成29年4月10日（月）までに郵送又は持参により
提出してください。

⑤ 提出先

平成30年地価公示鑑定評価員募集業務受注先

（現時点では募集業務受注先が未定のため募集開始までに本応募要領にてお
知らせします。）

郵送による提出の場合、封筒の表に赤字で「地価公示委嘱申請書 添付書類」、
「申請者氏名」及び「新規」を記入してください。

なお、評価員に委嘱されない場合であっても、提出いただいた書類は返却しま
せん。

【B】継続応募の場合の応募手続

① 提出すべき書類

■ 委嘱申請書

別添の様式－2「地価公示鑑定評価員（継続）委嘱申請書」（以下「委嘱申

請書（継続）」という。）について、別添の留意事項に従って必要事項を記入の上、平成29年4月10日（月）までに受注者の用意したシステムに登録してください。

■ 従事証明書、申請内容確認書

別添の様式-3「従事証明書」と様式-4「申請内容確認書（継続用）」を記載して、PDFファイル化して受注者の用意したシステムに登録してください。

なお、「従事証明書」については平成28年4月1日から継続委嘱申請書提出日までの間において、所属会社等を変更した場合に限り提出してください。

■ その他の添付書類

産前・産後及び育児期間の特例を希望する場合には、出産を証明する書類（母子手帳の写し等）を平成29年4月10日（月）までに郵送又は持参により提出してください。

※ 病気、出産等の事情により、前年の地価公示に継続して評価員を行うことができない場合、継続応募の募集期間内に別添の様式-5によりその旨の申請を行い、かつ、土地鑑定委員会の審査の結果、翌年の地価公示継続募集要件を満たすと判断された場合は、当該申請を行った翌年に限り継続応募として申請することができます。

② 「委嘱申請書（継続）」、「従事証明書」及び「申請内容確認書（継続用）」の入手方法

応募手続に係る申請書類等は国土交通省のホームページからダウンロードしてください（<http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/index.html>）。

「注意」：ダウンロードした様式は、入力完了後、ご自身のパソコン等に保存してください。

③ 記載方法

別添の留意事項を熟読の上、「委嘱申請書（継続）」、「従事証明書」、「申請内容確認書（継続用）」及び「その他の添付資料」を記載してください。

④ 提出方法

○ 「委嘱申請書（継続）」、「従事証明書」及び「申請内容確認書（継続用）」

ダウンロードした様式に必要事項を入力の上、平成30年地価公示鑑定評価員募集業務受注者の用意したシステムに登録してください。

電子申請が正常に行われた場合、平成30年地価公示鑑定評価員募集業務受注

者の用意したシステムに表示されますので、ご確認ください。

○「その他の添付書類」

平成29年4月10日（月）までに郵送又は持参により提出してください。

⑤ 提出先

平成30年地価公示鑑定評価員募集業務受注先

（現時点では募集業務受注先が未定のため募集開始までに本応募要領にてお知らせします。）

郵送による提出の場合、封筒の表に赤字で「地価公示委嘱申請書 添付書類」、「申請者氏名」及び「前年分科会名」を記入してください。

なお、評価員に委嘱されない場合も、提出いただいた書類は返却しません。

4. 所属分科会及び委嘱の決定

（1）分科会構成、所属可能な評価員の上限数等

都道府県ごとの委嘱する評価員数の上限数、分科会の担当地域及び所属可能な評価員の上限数については、別紙1及び別紙2のとおりです。

新規枠のある分科会で、応募要件を満たす新規応募者がいない場合は、継続応募者の募集枠に充てることがあります。

前回の応募状況及び委嘱状況については、別紙3のとおりです。

（2）所属分科会

地価公示調査組織規程「第3 分科会」2.（3）の規定により、分科会数が2以下の県を除き、評価員は6年を超えて連続して同一分科会に所属できないこととなっています。分科会編成等を考慮し、これまで所属していた分科会の評価員数の6分の1を目安に他の分科会に配属されることがあります。

※ なお、「委嘱申請書」「従事証明書」、「申請内容確認書」及び「その他の添付資料」の提出に当たって、

- ・不動産等に関する知識や経験
- ・鑑定評価に関する実績

・学術研究及び不動産鑑定業界における活動実績
・これまでの地価公示幹事会・分科会における特段の実績
等について履歴書（市販のもので可）等を提出することが可能です。
この履歴書等については、土地鑑定委員会において評価員の所属分科会を
決定する際に斟酌されます。
履歴書等を提出する場合は、平成29年4月10日（月）までに郵送又は
持参にて提出してください。

（3）委嘱の決定

委嘱の決定に当たっては、土地鑑定委員会が次のア及びイについて審査を行います。

ア. 継続応募の方については、前年の地価公示における標準地の点検・選定業務及び分科会活動の実績についての評価並びに鑑定評価書等の提出書類の内容についての審査及び選抜を行います。

その後、希望する分科会の応募者数が評価員の上限数を超過している場合には、評価上位者から委嘱を決定します。

（評価の項目例）

a.点検・選定替についての審査

- ① 地価公示の方針に基づく幹事の指示（期限）への対応状況
- ② 点検・選定替への取組状況

b.分科会活動審査

- ① 価格判定の裏付けとなる市場分析
- ② 分科会活動への協力度
- ③ 提出物の期限遵守
- ④ パソコン等の基本的能力
- ⑤ 取引事例の作成状況
- ⑥ 分科会への出席状況（欠席、遅刻等）

c.鑑定評価書の審査

- ① 基本的事項の正確性
- ② 鑑定評価額の決定の理由の要旨の正確性、合理性など
（官報記載事項、最有効使用の判定、市場の特性、試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由、前年公示価格等からの検討）
- ③ 試算価格算定内訳の正確性、合理性など
（比準価格算定内訳、積算価格算定内訳、収益価格算定内訳、開発法による価格算定内訳等）

イ. 新規応募の者については、原則として、提出された書類についての審査（鑑定評価書については、前記ア. c.鑑定評価書の審査に準じた審査）及び選抜を行います。また、最終審査として、面接を行う場合があります（面接は、所属会社等の所在地を管轄する地方整備局等又は国土交通省（土地・建設産業局地価調査課）において実施します。なお、面接に要する旅費等については、応募者の負担となります。）。

ウ. 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会等が不動産鑑定士に対して行っている研修受講履歴を考慮します。

エ. 上記の審査のほか、提出された書類について、必要に応じて土地鑑定委員会から申請書類の内容等の問い合わせ等を行う場合があります。

5. 不動産鑑定業の適正な運営の確保

提出された実績の鑑定評価書の審査の結果、不適切な内容が認められる場合には、不動産鑑定業の適正な運営を確保するため、不動産の鑑定評価に関する法律第42条の規定に基づき、土地鑑定委員会委員長から国土交通大臣に対して、措置の要求を行う場合があります。

6. その他

本応募要領の運用に係る詳細な事項については、必要に応じて土地鑑定委員会事務局が定め、お知らせします。

ご不明な点については、下記の担当までお問い合わせください。

土地鑑定委員会事務局

国土交通省 土地・建設産業局 地価調査課 公示係

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

中央合同庁舎3号館5階

電話 03-5253-8111（代表）

内線 30-353

平成 29 年 不動産鑑定士試験受験案内

土地鑑定委員会

願書受付期間

電子申請 平成 29 年 2 月 17 日 (金) ~ 3 月 10 日 (金)

書面申請 平成 29 年 2 月 24 日 (金) ~ 3 月 10 日 (金)

※ 平成 29 年 3 月 10 日 (金) までの当日消印有効

受付期間を過ぎたもの、記載不備等のものは、受け付けません。

(願書配付期間 平成 29 年 2 月 13 日 (月) ~ 3 月 10 日 (金))

願書申請方法

- (1) 電子申請：国土交通省オンライン申請システムで受け付けます。
 (2) 書面申請：受験者の住所地を管轄する都道府県主管課で受け付けます。

試験日程

	試験期日	試験時間	試験科目
短答式試験	5 月 14 日 (日)	10:00~12:00	不動産に関する行政法規
		13:30~15:30	不動産の鑑定評価に関する理論
論文式試験	8 月 5 日 (土)	10:00~12:00	民 法
		13:30~15:30	経 済 学
	8 月 6 日 (日)	10:00~12:00	会 計 学
		13:30~15:30	不動産の鑑定評価に関する理論
	8 月 7 日 (月)	10:00~12:00	不動産の鑑定評価に関する理論
		13:30~15:30	不動産の鑑定評価に関する理論(演習)

(注) 各試験とも、試験場の開場時刻は9:15。各試験開始の15分前までに着席。

合格発表日 (予定) 短答式試験 平成 29 年 6 月 28 日 (水)

論文式試験 平成 29 年 10 月 20 日 (金)

試験地

- (1) 短答式試験：北海道札幌市 宮城県仙台市 東京都(特別区内)
 新潟県新潟市 愛知県名古屋市 大阪府大阪市 広島県広島市
 香川県高松市 福岡県福岡市 沖縄県那覇市
- (2) 論文式試験：東京都(特別区内) 大阪府大阪市 福岡県福岡市

目次

表紙	1
目次	2
1. 試験概要	4
(1) 試験の目的及び方法	
(2) 受験資格	
(3) 試験科目及び出題範囲	
(4) 合格基準	
2. 受験願書の配付等	6
(1) 配付期間	
(2) 配付場所	
(3) 郵送による請求	
(4) 電子申請による申込手続	
3. 申込手続	6
(1) 電子申請の場合	
(2) 書面申請の場合	
4. 受験票	8
(1) 短答式試験の受験票	
(2) 論文式試験の受験票	
5. 試験地及び試験場	8
(1) 短答式試験の試験地	
(2) 論文式試験の試験地	
(3) 試験場	
(4) 試験場の注意事項	
6. 試験当日	9
(1) 試験当日の日程	
(2) 携行品	
(3) 注意事項	
7. 合格発表	12
(1) 短答式試験の合格発表	
(2) 論文式試験の合格発表	

8. その他の手続	13
(1) 短答式試験の免除		
(2) 論文式試験の科目の一部免除		
(3) 受験願書の提出後、記入事項に変更があった場合		
(4) 身体上の障害等に係る特別措置		
(5) 論文式試験の成績通知		
9. 個人情報の取扱い	15
10. 受験願書記入上の注意	15
受験願書の記入例	16
11. 各都道府県窓口一覧	18
受験願書提出用封筒の記載例	19
受験願書配付から合格証書送付まで	20

受験に関する問合せ先
土地鑑定委員会事務局
 (国土交通省 土地・建設産業局 地価調査課 不動産鑑定士係)
 電話：03-5253-8378
 FAX：03-5253-1578
 住所：〒100-8918
 東京都千代田区霞が関2-1-3
 (受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く10:00~12:00、13:00~18:00)

1. 試験概要

(1) 試験の目的及び方法

不動産鑑定士試験は、不動産鑑定士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的として、短答式及び論文式による筆記の方法により行います。

不動産鑑定士試験に合格した者は、実務修習を修了し、国土交通省に備える不動産鑑定士名簿に登録を受けることにより不動産鑑定士となることができます。

(2) 受験資格

年齢、学歴、国籍、実務経験等に関係なく受験できます。

論文式試験は、本年実施の短答式試験に合格した者及び平成27年又は平成28年の短答式試験の合格者のうち本年の受験申請において短答式試験の免除申請をした者が受験できます。

(3) 試験科目及び出題範囲

次に記載する法令及び諸規程（不動産鑑定評価基準等を含む。）については、いずれの科目についても平成28年9月1日時点で施行されているものから出題します。

<短答式試験>

不動産に関する行政法規

出題形式：択一式（マークシート方式）

出題範囲：次の①に掲げる法律を中心に、②に掲げる法律を含みます（関係する施行令、施行規則等を含む。）。

①：土地基本法、不動産の鑑定評価に関する法律、地価公示法、国土利用計画法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、建築基準法、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（建物の区分所有等に関する法律の引用条項を含む。）、不動産登記法、土地収用法、土壤汚染対策法、文化財保護法、農地法、所得税法（第1編から第2編第2章第3節までに限る。）、法人税法（第1編から第2編第1章第1節までに限る。）、租税特別措置法（第1章、第2章並びに第3章第5節の2及び第6節に限る。）、地方税法

②：都市緑地法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、宅地造成等規制法、宅地建物取引業法、自然公園法、自然環境保全法、森林法、道路法、河川法、海岸法、公有水面埋立法、国有財産法、相続税法、景観法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、不動産特定共同事業法（第1章に限る。）、資産の流動化に関する法律（第1編及び第2編第1章に限る。）、投資信託及び投資法人に関する法律（第1編、第2編第1章及び第3編第2章第2節に限る。）、金融商品取引法（第1章に限る。）

不動産の鑑定評価に関する理論

出題形式：択一式（マークシート方式）

出題範囲：不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項

<論文式試験>

<p style="text-align: center;">民法</p> <p>出題形式：論文式</p> <p>出題範囲：民法第1編から第3編までを中心に、同法第4編及び第5編並びに次の特別法を含みます。 借地借家法、建物の区分所有等に関する法律</p>
<p style="text-align: center;">経済学</p> <p>出題形式：論文式</p> <p>出題範囲：ミクロ及びマクロの経済理論と政策論</p>
<p style="text-align: center;">会計学</p> <p>出題形式：論文式</p> <p>出題範囲：財務会計論（企業の財務諸表の作成及び理解に必要な会計理論、関係法令及び会計諸規則を含む。）</p>
<p style="text-align: center;">不動産の鑑定評価に関する理論</p> <p>出題形式：論文式（演習による出題を含む。）</p> <p>出題範囲：不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項</p>

※ 試験の免除については、「8. その他の手続（13頁）」をご覧ください。

(4) 合格基準

① 短答式試験の合格基準

総合点で概ね7割を基準に土地鑑定委員会が相当と認めた得点とします。ただし、総合点のほかに各試験科目について一定の得点を必要とするものとします。

② 論文式試験の合格基準

総合点で概ね6割を基準に土地鑑定委員会が相当と認めた得点とします。ただし、総合点のほかに各試験科目について一定の得点を必要とするものとします。

なお、免除科目がある場合は、免除科目を除いた科目の合計得点を基に偏差値等を用いて算出した総合点に相応する点数を、その者の総合点として判定します。

2. 受験願書の配付等

(1) 配付期間

平成29年 2月 13日(月)～ 3月 10日(金)

※ 配付時間は、配付場所により異なります。

(2) 配付場所

都道府県主管課(連絡先18頁)及び国土交通省土地・建設産業局地価調査課(連絡先3頁)

(3) 郵送による請求

請求先: 都道府県主管課(連絡先18頁、19頁) ※ 国土交通省では行っておりません。

請求方法: 封筒(請求用)の表面に赤字で「不動産鑑定士試験受験願書請求」と書き、封筒(返信用)(角形2号:縦33.2cm×横24.0cm程度)を必ず同封すること。返信用の封筒は、140円分の郵便切手を貼付し、宛先及び郵便番号を明記してください。

(4) 電子申請による申込手続

国土交通省ホームページから、電子申請用の受験願書(Excelファイル)をダウンロードして行ってください。(ホームページアドレス: http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_005222.html)

3. 申込手続

(1) 電子申請の場合

電子申請は、国土交通省オンライン申請システムに従い行ってください。

(ホームページアドレス: <http://www.goa.mlit.go.jp/>)

申請に当たっては、あらかじめ、国土交通省の承認が必要となります。受付期間終了間際に行った場合、願書の提出が期間内になされない可能性がありますので、十分な余裕をもって行ってください。

① 受付期間

平成29年 2月17日(金)～ 3月 10日(金) 18:00(厳守)

※ 受験願書が国土交通省オンライン申請システムに到着した時点をもって受付をしたものとみなします。

② 提出先

国土交通省ホームページ上のオンライン申請システムにより提出してください。

③ 提出書類等

イ) 受験願書(電子申請用)

ロ) 写真(郵送による提出でも可。写真の裏面に氏名・生年月日を記入してください。)

※ 写真の規格については、国土交通省ホームページをご覧ください。

(ホームページアドレス: http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_005222.html)

④ 受験手数料の納付方法等

イ) 受験手数料: **12,800円を電子納付してください。**

(注1) 電子納付では領収書は発行されません。

(注2) 短答式試験の免除や論文式試験の科目の免除がなされる場合においても同額です。

ロ) 納付期限: **平成29年 3月 15日(水)(厳守)**

(注) 受験手数料は、受験願書を送信後、3月15日(水)までに金融機関へ納付してください。期限までに納付されない場合や期限後の納付(システム上の問題があった

- 場合を含みます) となった場合、申込みの受理はできません。
- ハ) 電子申請の場合は、電子納付に限ります。電子納付の詳細については、日本銀行のホームページ (http://www.boj.or.jp/note_tfjgs/kokko/elec/elec_nofu.htm/) をご覧いただくか、又は各金融機関にお問合せください。

(注意) 受験願書を送信する前に納付することはできません。以下の順で納付手続を行ってください。

- ① 受験願書の送信
- ② 納付に必要な番号を登録した旨のメールを受信
- ③ 「申請状況を確認する」のメニューで収納機関番号、納付番号及び確認番号を確認
- ④ ③の番号により、12,800円を金融機関に納付(3月15日(水)まで・厳守)

二) 受験手数料は、申込みを取り下げた場合や受験しなかった場合でも返還しません。

(2) **書面申請**の場合

① 受付期間

平成29年 2月24日(金) ~ 3月 10日(金)

※ 平成29年3月10日(金)までの消印有効

※ 受付時間は、都道府県主管課(連絡先18頁)により異なります。

② 提出先

受験者の住所地(受験願書提出時の住所欄)を管轄する都道府県主管課(連絡先18頁)

※ 国土交通省では受験願書の受付は行っていません。

③ 提出方法

窓口への持参又は郵送

※ 郵送の場合は、封筒(角形2号:縦33.2cm×横24.0cm程度)の表面に「**不動産鑑定士試験 受験願書在中**」と赤字で記載し、必ず簡易書留又は書留で送付してください。

19頁の「受験願書提出用封筒の記載例」を参照してください。

お願い!

- 郵送後の受験願書の到着の確認は、日本郵便株式会社の「追跡サービス」(<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/>) をご利用ください。

受付窓口(都道府県)への電話による到着の確認は、お控えください。

- 受領証(お客様控)は、受験票が届くまで必ずお持ちください。

④ 提出書類等

イ) 受験願書(整理票を含む。)

- ・ 受験願書から整理票部分を切り離さないでください。
- ・ 整理票部分に**写真(縦45mm×横35mm又は縦40mm×横30mm)**を貼付してください。

ロ) 短答式試験の免除又は論文式試験の科目免除を申請する場合は、証明書類の添付が必要となります(「8. その他の手続」(13頁)をご覧ください。)

⑤ 受験手数料の納付方法

イ) 受験手数料として**13,000円分の収入印紙**を受験願書の収入印紙貼付欄に貼ってください。なお、消印はしないでください。

(注1) 短答式試験の免除や論文式試験の科目の一部免除がある場合も同額です。

(注2) 収入印紙貼付欄に収まるように貼ってください。別紙での提出はできません。

ロ) 受験手数料の納付は、**収入印紙**に限ります。現金、郵便切手、収入証紙等によることはできません。

- ハ) 収入印紙は、郵便局等の窓口で取り扱っています。都道府県窓口では購入できません。
二) 受験手数料は、申込みを取り下げた場合や受験しなかった場合でも返還しません。

4. 受験票

(1) 短答式試験の受験票

- ・ 受験番号、試験場等を記載した受験票を4月下旬に郵送します。
 - ・ 受験票が平成29年5月5日(金)までに到着しない場合は、土地鑑定委員会事務局(連絡先3頁)までお問合せください。
- ※ 短答式試験の受験票は、短答式試験の免除を申請した者には送付しません。

(2) 論文式試験の受験票

- ・ 受験番号、試験場等を記載した受験票を7月中旬に郵送します。
 - ・ 受験票が平成29年7月21日(金)までに到着しない場合は、土地鑑定委員会事務局(連絡先3頁)までお問合せください。
- ※ 論文式試験の受験票は、短答式試験の合格者及び短答式試験の免除を申請した者のみに送付します。

5. 試験地及び試験場

(1) 短答式試験の試験地

北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都(特別区内)、新潟県新潟市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、広島県広島市、香川県高松市、福岡県福岡市及び沖縄県那覇市

※ 受験申込後、受験申込者の都合により変更することは認めていません。

(2) 論文式試験の試験地

東京都特別区、大阪府大阪市及び福岡県福岡市

※ やむを得ない事情により試験地の変更を希望する場合は、「8. その他の手続」(13頁)をご覧ください。

(3) 試験場

各地の試験場については、4月上旬までに国土交通省ホームページに掲載します。

(ホームページアドレス：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_005222.html)

なお、受験票に、試験場を記載して通知します。

(4) 試験場の注意事項

- ① 試験場へは公共交通機関をご利用ください。自動車、オートバイ、自転車等の駐車、駐輪は厳禁とします。
- ② 試験室の空気調節等については、可能な限り配慮して調節しますが、すべての受験者の要望に応ずることはできませんので、各自で寒暑への備えをしてください。
- ③ 試験場によっては、時計のない場合もあります。
- ④ 試験場によっては、付近に昼食をとるところがない場合もあります。

6. 試験当日

(1) 試験当日の日程（予定） ※ 短答式及び論文式ともに共通

開 場	9 時 1 5 分
着 席 時 刻	9 時 4 5 分 ※ 受験上の注意事項等の説明及び試験問題等の配付を行います。
午前の試験	1 0 時 0 0 分～1 2 時 0 0 分（1 2 0 分）
着 席 時 刻	1 3 時 1 5 分 ※ 受験上の注意事項等の説明及び試験問題等の配付を行います。
午後の試験	1 3 時 3 0 分～1 5 時 3 0 分（1 2 0 分）

- ① 試験場の設営が終了していない場合は、終了するまで入室をお待ちいただくことがあります。
- ② 試験開始前に、受験上の注意事項等の説明をしますので、9時45分（午後の試験は、13時15分）までに着席してください。
- ③ 試験開始時刻までに入室しない場合は、原則として受験を認めません。
- ④ 免除申請した科目以外の科目を欠席した場合は、受験が無効となり、以後の科目を受験することもできません。

(2) 携行品

試験中、次に掲げる携行品以外のものは、机の上に置いてはいけません。筆記具入れを含め全てカバン等の中にしまい、足下に置いてください。

試験会場での荷物の預かりはできませんので、自席で保管できない荷物の持込みはお控えください。

① 受験票

※ 受験票を所持しない者の受験は原則として認めません。

※ 受験票は、試験終了後持ち帰り、合格発表まで（合格者は、合格証書等の通知を受け取るまで）大切に保管してください。

② 筆記用具等

※ 不正行為防止のため、場合によっては、検査させていただくことがあります。

※ 計算器具、ホチキス等、以下に記載の筆記用具等について、貸出しは行いません。

【短答式試験】

・ 黒鉛筆（B又はHB）

※ それ以外の筆記具でマークシート用紙にマークした場合は、無効となります。

※ シャープペンシルでマークシート用紙にマークした場合、正確に読み取れないおそれがあるので、シャープペンシルの使用は不可ですが、メモ等での使用は認めます。

・ 消しゴム（プラスチック製）

【論文式試験】

- ・ ボールペン又は万年筆（黒インク又は青インク）
※ それ以外の筆記具で答案を記載した場合は、無効となります。
※ 消しゴム等で消えるボールペンは不可とします。

 - ・ 修正液
※ 修正テープは不可とします。

 - ・ 定規（目盛り以外の表記がないもの）

 - ・ 鉛筆、シャープペンシル、消しゴム（プラスチック製）
※ 答案の下書きとして使用することは認めます。

 - ・ 下敷き
※ 無地のものだけに限り使用することを認めます。

 - ・ 計算器具：電子式卓上計算機（電卓）、算盤又は計算尺
※ 8月6日（日）午前の〔会計学〕及び8月7日（月）午後の〔不動産の鑑定評価に関する理論（演習問題）〕において使用可
※ 電卓は、以下に該当するものに限り1台のみ持ち込みを認めます。
 - ・ 電源内蔵式で、使用時にキー操作音やアラーム等が鳴らないもの
 - ・ 紙に記録する機能及びプログラム入力又はプログラム記憶機能を有しない、計算機能のみのももの（関数電卓は禁止）

 - ・ ホチキス
※ 8月7日（月）午後の〔不動産の鑑定評価に関する理論（演習問題）〕において使用可
- ③ その他持ち込みが可能なもの
- ・ 蓋付きペットボトル500ml程度のももの1本
※ 試験中の飲食は原則禁止しますが、水分補給のため蓋付きのペットボトルに限り、試験中机の上に置いて飲むことを認めます。机の上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損しないよう十分に注意してください。なお、ペットボトルカバーの使用及び缶、瓶、水筒等による飲料の持込みは認めません。

 - ・ 蛍光ペン、色鉛筆
※ 問題検討のため、問題用紙に使用する場合に限り認めます。

 - ・ 時計、ストップウォッチ
※ 計時機能のものだけに限ります。アラーム等音の出る機能の使用は不可とします。
※ 試験監督員が試験実施上問題があると判断した場合は、使用を取りやめていただくこともありますので、その際は、速やかに指示に従ってください。

(3) 注意事項

- ① 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、若しくは試験を受けることを禁止され、又は3年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとされることがあります。
- ② 試験場に掲示する注意事項等を確認してください。また、試験場内では試験管理官の指示に従ってください。
- ③ 携帯電話等の通信機器は、時計又は計算器具としても使用できません。必ず電源を切り、机上の封筒に入れ、カバン等の中にしまってください。試験中に携帯電話等の着信音が鳴った場合は、不正行為とみなすことがあります。
- ④ 試験室内は常時禁煙とし、試験中の飲食は禁止します（ガム、飴等も禁止）。ただし水分補給のためのペットボトルの取扱いについては6.（2）③に記載のとおりとします。
- ⑤ マスクを着用する場合は、写真照合時に外してください。
- ⑥ 耳栓の使用は、認めません。
- ⑦ 受験した科目の問題用紙は、試験終了後に持ち帰ることを認めます。中途退出者については、中途退出時における問題用紙の持ち帰りを認めず、当該科目の試験終了後に持ち帰ることを認めます。なお、受験していない科目の問題用紙は持ち帰ることができません。
- ⑧ ゴミ等は、必ず各自持ち帰ってください。

7. 合格発表

※ 電話による合否の問合せには、一切応じられません。

(1) 短答式試験の合格発表・・・合格者の受験番号を発表

- ① 平成29年6月28日(水)10時予定・・・国土交通省(中央合同庁舎第3号館正面玄関前掲示板)及び各都道府県庁に掲示
- ② 平成29年6月28日(水)10時予定・・・国土交通省ホームページに掲載
(ホームページアドレス：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_005222.html)
- ③ 平成29年7月6日(木)まで・・・合格通知書到着
- ④ 平成29年7月7日(金)予定・・・官報公告
※ 短答式試験に合格した者は、当該短答式試験の合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる短答式試験が免除されます(翌年以降の受験申込時に短答式試験の免除申請が必要です。)

(2) 論文式試験の合格発表・・・合格者の受験番号を発表(官報には受験番号及び氏名を掲載)

- ① 平成29年10月20日(金)10時予定・・・国土交通省(中央合同庁舎第3号館正面玄関前掲示板)及び各都道府県庁に掲示
- ② 平成29年10月20日(金)10時予定・・・国土交通省ホームページに掲載
(ホームページアドレス：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_005222.html)
- ③ 平成29年10月30日(月)まで・・・合格証書到着
- ④ 平成29年11月2日(木)予定・・・官報公告

8. その他の手続

(1) 短答式試験の免除

① 平成27年又は平成28年不動産鑑定士試験短答式試験に合格し、かつ、短答式試験の免除申請をした者については、短答式試験を免除します。

② 受験願書の「短答式試験の免除申請欄」に必要事項を記入してください。

③ 書面申請の場合は、下記のいずれか1つの証明書類を貼付してください。

【証明書類】

イ) 平成27年又は平成28年の短答式試験合格通知書の原本又は写し(コピー)

ロ) 平成27年又は平成28年の論文式試験受験票の原本又は写し(コピー)

※ 証明書類の氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本(原本)を受験願書の裏面に貼付してください。

※ 原本が貼付欄より大きい場合は、折りたたんでください。写し(コピー)が貼付欄より大きい場合は、縮小コピーをしてください。

※ 提出された原本はお返ししませんのでご注意ください。

※ 上記証明書類のいずれの書類もない場合、これらに代わる合格証明書を発行します。

合格証明書の発行については、国土交通省ホームページをご覧ください。

(ホームページアドレス：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_001705.html)

なお、合格証明書の発行には、一週間程度要しますので早めに申請をしてください。

※ 電子申請の場合には、短答式試験の免除に係る証明書類は不要です。

ただし、氏名の変更がある場合は、戸籍抄本(原本)を郵送又は持参してください。

(2) 論文式試験の科目の一部免除

① 下表の左欄に該当する者は、同表の右欄の科目について免除を申請することができます。

論文式試験の科目の一部免除を受けることができる者	免 除 科 目
<ul style="list-style-type: none">・ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学(予科を含む。)、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校(以下この表において「大学等」と総称する。)において通算して3年以上法律学に属する科目の教授又は准教授(助教授)の職にあった者・ 法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	民 法
<ul style="list-style-type: none">・ 大学等において通算して3年以上経済学に属する科目の教授又は准教授(助教授)の職にあった者・ 経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	経 済 学
<ul style="list-style-type: none">・ 大学等において通算して3年以上商学に属する科目の教授又は准教授(助教授)の職にあった者・ 商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	会 計 学

・ 高等試験本試験に合格した者	合格した試験において受験した科目
・ 司法試験又は旧司法試験第二次試験に合格した者	民 法
・ 公認会計士試験に合格した者	会計学及び合格した試験において受験した科目（民法又は経済学）

※ なお、免除を申請することができる科目が複数ある場合は、その全部の免除を申請することとはもとより、その一部のみを任意に選択して免除を申請することもできます。

- ② 受験願書の「論文式試験の科目の一部免除申請欄」に必要事項を記載して申請してください。
- ③ 論文式試験の科目の一部免除に該当することを証明する書類（証明書等）を用意してください。
例）公認会計士試験に合格した者・・・公認会計士・監査審査会発行の合格証明書
- ④ 証明書の提出方法は、次のいずれかによります。
 - イ）証明書類の原本を受験願書の裏面に貼付してください。貼付欄より大きい場合は、折りたたんでください。
 - ロ）証明書類の写し（コピー）を受験願書裏面に貼付してください。貼付欄より大きい場合は、縮小コピーしてください。

証明書類の写し（コピー）を受験願書の裏面に貼付した場合は、原本照合が必要になります。

- 窓口に直接持参して提出する場合は、その際、原本を提示してください。
- 郵送により提出する場合は、原本と返信用の封筒を受験願書とともに郵送してください。原本は照合後に返送するため、返信用の封筒には、簡易書留又は書留の料金を含む郵便切手を貼付し宛先を明記してください。
- 返信用の封筒が同封されていない場合は、原本を提出したものとみなし、返却することはできませんので、ご注意願います。

ハ）電子申請の場合は、原本を直接土地鑑定委員会事務局（連絡先3頁）あてに郵送又は持参してください。

※ 証明書類の氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本（原本）を貼付（電子申請の場合は、郵送又は持参）してください。

二）免除の可否について必要がある場合には、受験願書の受領後、申請者に対して、内容の確認を行うほか、追加書類の提出を求めることがあります。

（3）受験願書の提出後、記入事項に変更があった場合

- ① **受験願書提出後、氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、土地鑑定委員会事務局（連絡先3頁）あてに変更届をFAX（03-5253-1578）してください。なお、住所が変更となる場合は、速やかに郵便局に転居届を提出してください。**

変更届の記載例は、国土交通省ホームページに掲載しております。

（ホームページアドレス：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_005222.html）

② 短答式試験の試験地の変更は認められません。

③ 論文式試験の試験地の変更は、遠隔地への転勤等やむを得ない事情がある場合に限り認めます。7月10日（月）までに土地鑑定委員会事務局（連絡先3頁）までに申し出てください。それ以降の変更は、一切認められません。

変更届の記載例は、国土交通省ホームページに掲載しております。

（ホームページアドレス：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_005222.html）

（4）身体上の障害等に係る特別措置

① 身体上の障害等により受験の際に特別な措置を希望する場合は、受験願書提出前に、土地鑑定委員会事務局（連絡先3頁）まで申し出てください。

※ 特別措置申請書及び障害の症状及び程度を証明する書類（身体障害者手帳の写し（コピー）又は医師の診断書等）が必要です。

※ 申出が試験日の直前である場合や申出内容によっては、対応できないことがあります。

② 受験願書提出後、新たに障害等の事由が発生した場合については、速やかに土地鑑定委員会事務局（連絡先3頁）にご相談ください。

（5）論文式試験の成績通知

不合格者に対して、得点及びランクを掲載した成績通知書を通知します（11月中旬頃）。

※ 免除申請をした科目以外で、欠席した科目がある者には成績通知書を通知しません。

9. 個人情報の取扱い

出願及び試験により取得した個人情報は、試験の実施に使用するほか、不動産鑑定士試験制度の検討に関する資料の作成のために利用する場合があります。

10. 受験願書記入上の注意

（1）受験願書の記入例（16頁、17頁）に従って、※印を付した欄を除き、該当する全ての欄に必要な事項を漏れなく、正確に記入してください。

※ 特に「住所」の欄は、受験票等が確実に届くように、アパートやマンションなどの建物名、室番号、同居先等まで記入してください。

（2）記入は、黒又は青のボールペン又は万年筆で、楷書で丁寧に書き、数字は算用数字を用いてください。また、口の欄については、該当する口枠に『レ』を記入してください。

（3）訂正は、二重線を引いてください。訂正印は不要です。

受験願書の記入例

申込日を記入してください。

・生年月日の元号、性別については、該当する口の枠をレ点でチェックしてください。

・年齢は、申込日現在で記入してください。

下記の職業区分の中から該当するものを1つ選択し、当該アルファベット記号を記入してください。

ここに記入した住所に受験票を送付します。
住所は、郵便物が確実に届くように、アパートやマンションなどの建物名、室番号、同居先等まで正確に記入してください。

上記住所と住民票の住所が異なる場合は、必ず記入してください。

メールアドレスは、メールでの連絡が可能な方のみ記入してください(任意)。

短答式試験の免除を申請する場合は、必ず「申請する」の口の枠をレ点でチェックし、合格年及び受験番号を記入してください。
(合格年は和暦で記入してください。)

短答式試験の免除、論文式試験の科目の一部免除を申請する場合は、免除に該当することを証明する書類を、受験願書裏面の「免除申請証明書類等貼付欄」に貼付してください。

論文式試験の科目の一部免除を申請する場合は、必ず「申請する」の口の枠をレ点でチェックし、免除科目に関して合格した試験等を記入してください。
(合格年は和暦で記入してください。)

短答式試験の免除を申請する場合は、論文式試験のみ記入してください。

・氏名は、戸籍のとおり正確に記入してください。

・常用漢字でない漢字については、受験者への各通知、合格発表等において、常用漢字による表記をする場合があります。

平成 29 年不動産鑑定士試験受験願書

私は、不動産鑑定士試験を受験したいので、以下に記載した内容が真実、かつ正確であることを確認の上、申し込みます。

平成 29 年 2 月 24 日 【申込日】
土地鑑定委員会委員長 殿

※短答式 受験番号
※論文式 受験番号

氏名 鑑定 太郎

氏名 (フリガナ) カンテイ タロウ
※戸籍に記載されている氏名を記入
※フリガナはカタカナで、濁点、半濁点は1文字として記入

生年月日 大正 平成 昭和 55 年 4 月 20 日 36 歳 性別 男 女

職業区分 F ※下記表より該当する記号を記入
A. 無職 B. 大学院生 C. 大学生(短大含む) D. 中学・高校生 E. 専門学校生
F. 鑑定事務所職員 G. 会社員(Fに該当する者以外) H. 公務員 I. その他(自営業等)

住所 (フリガナ) 東京都千代田区霞が関0101号室
〒100-0001 東京都千代田区霞が関0101号室

住民票上の住所 (フリガナ) ※上記住所と住民票に記載された住所が異なる場合のみ記入
都道府県 市区郡

連絡先
電話(自宅) 03 (0000)0000
電話(携帯) 090 (0000)0000 ※連絡可能な電話番号を必ず1以上記入
電話(その他) 03 (0000)0000 その他の連絡先名称 〇〇鑑定事務所
メールアドレス 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇.jp ※メールアドレスは任意

短答式試験の免除申請 ※免除申請をしようとする者は、この項目を記入し、裏面に証明書類を貼付
 申請する 短答式試験の合格年及び受験番号
平成 年 番

論文式試験の科目の一部免除申請 ※免除申請をしようとする者は、この項目を記入し、裏面に証明書類を貼付
 申請する 免除申請科目 免除科目に関して合格した試験等

希望する試験地 ※それぞれ右欄に記載された試験地から希望する試験地を一つ選択し、太枠内に記入
・短答式 東京都 ・北海道 ・宮城県 ・東京都 ・新潟県 ・愛知県
・大阪府 ・広島県 ・香川県 ・福岡県 ・沖縄県
・論文式 東京都 ・東京都 ・大阪府 ・福岡県

収入印紙貼付欄
受験手数料 13,000円(過不足のないようにしてください)
1. 収入印紙の裏全面にのりをつけて枠内に貼ってください。
2. 収入印紙以外のもの(収入証紙や切手等)は使用できません。
3. 消印はしないでください。

※受付年月日 年 月 日 都道府県名及び担当者印

○ ○ ○ ○		
※短答式試験受験番号	※論文式試験受験番号	
平成 29 年不動産鑑定士試験 整理票		
希望する短答式試験地 東京都	希望する論文式試験地 東京都	
フリガナ カン テイ タ ロウ 氏 名 鑑定 太郎		
生年月日 大・中・平 55 年 4 月 20 日	年齢 36 歳 性別 男・女	
住 所 〒123-4567 東京都千代田区霞が関010番0号 霞が関マンション101号室		
電話番号 03 (0000)0000		
<p>(写 真)</p> <p>・本人のみが撮影されたもの ・6ヶ月以内に撮影されたもの ・写真の大きさは縦45mm横35mm又は縦40mm横30mm ・無帽で正面を向いたもの ・背景や影がないもの</p> <p>・写真の裏面に氏名を書き、 枠内に収まるように裏全面に のりを付け貼付してください。</p> <p>(平成29年 2月撮影)</p> <p>短答式 免除</p> <p>論文式 科目 免除</p>	<p>チェック欄</p> <p>※ AM科目</p> <p>短答式</p> <p>※ PM科目</p> <p>チェック欄</p> <p>※ AM科目</p> <p>論文式 1日目</p> <p>※ PM科目</p> <p>※ AM科目</p> <p>論文式 2日目</p> <p>※ PM科目</p> <p>※ AM科目</p> <p>論文式 3日目</p> <p>※ PM科目</p>	※特記事項

受験願書の「希望する試験地」と同じ試験地を記入してください。
短答式試験の免除を申請する場合は、論文式試験のみ記入してください。

・氏名は、戸籍のとおり正確に記入してください。
・常用漢字でない漢字については、受験者への各通知、合格発表等において、常用漢字による表記をする場合があります。

年齢は、申込日現在で記入してください。

・写真は、下記の規格にあった写真を提出してください。
 本人のみが撮影されたもの
 申込み前6ヶ月以内に撮影されたもの
 写真の大きさは、縦45mm×横35mm
 又は縦40mm×横30mm
 無帽で正面を向いたもの
 背景や影がないもの
 ※カラー、白黒は問いませんが、これらに合致しない不鮮明なものは受理しません
 (写真のコピーやコピー用紙へ印刷したものは不可)。

・人物の大きさは見本程度としてください。
 ・受験時にメガネを着用する場合は、必ずメガネを着用した写真を使用してください。
 ・写真の裏面に氏名及び生年月日を記入し、枠内に収まるように裏全面にしっかりとのりを付け貼付してください。

写真の撮影年月を記入してください。

短答式試験の免除を申請する場合は、「免除」と記入してください。

論文式試験の科目の一部免除を申請する場合は、受験願書で申請した「免除申請科目」を記入してください。

整理票の裏面には何も記入しないでください。

11. 各都道府県窓口一覧

都道府県	主 管 課	〒	所 在 地	電話番号
北海道	総合政策部 政策局 土地水対策課	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111
青 森	県土整備部 監理課	030-8570	青森市長島1丁目1番1号	017-722-1111
岩 手	環境生活部 環境保全課	020-8570	盛岡市内丸10番1号	019-629-5269
宮 城	震災復興・企画部 地域復興支援課	980-8570	仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-2441
秋 田	建設部 建設政策課	010-8570	秋田市山王4丁目1番1号	018-860-2421
山 形	県土整備部 県土利用政策課	990-8570	山形市松波2丁目8番1号	023-630-2211
福 島	企画調整部 土地・水調整課	960-8670	福島市杉妻町2番16号	024-521-7123
茨 城	土木部 用地課	310-8555	水戸市笠原町978番6	029-301-4353
栃 木	総合政策部 地域振興課	320-8501	宇都宮市塙田1丁目1番20号	028-623-2557
群 馬	企画部 地域政策課 土地・水対策室 土地利用係	371-8570	前橋市大手町1丁目1番1号	027-226-2366
埼 玉	企画財政部 土地水政策課 土地政策担当	330-9301	さいたま市浦和区高砂3丁目 15番1号	048-830-2188
千 葉	県土整備部 用地課 土地取引調査室	260-8667	千葉市中央区市場町1番1号	043-223-3289
東 京	都市整備局 住宅政策推進部 不動産課	163-8001	新宿区西新宿2丁目8番1号	03-5321-1111
神奈川	県土整備局 事業管理部 建設業課 横浜駐在事務所（宅建指導担当）	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター4階	045-313-0722
新 潟	土木部 用地・土地利用課	950-8570	新潟市中央区新光町4番地1	025-285-5511
富 山	土木部 建築住宅課	930-8501	富山市新総曲輪1番7号	076-431-4111
石 川	企画振興部 企画課	920-8580	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1314
福 井	土木部 土木管理課	910-8580	福井市大手3丁目17番1号	0776-21-1111
山 梨	総合政策部 地域創生・人口対策課	400-8501	甲府市丸の内1丁目6番1号	055-223-1845
長 野	企画振興部 地域振興課 土地対策係	380-8570	長野市大字南長野字幅下692番地2	026-235-7025
岐 阜	都市建築部 都市政策課	500-8570	岐阜市数田南2丁目1番1号	058-272-1111
静 岡	交通基盤部 都市局 土地対策課	420-8601	静岡市葵区追手町9番6号	054-221-3371
愛 知	振興部 土地水資源課	460-8501	名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	052-954-6082
三 重	地域連携部 水資源・地域プロジェクト課	514-8570	津市広明町13番地	059-224-2010
滋 賀	県民生活部 県民活動生活課 土地対策係	520-8577	大津市京町4丁目1番1号	077-528-3417
京 都	建設交通部 建築指導課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	075-451-8111
大 阪	住宅まちづくり部 建築振興課 宅建業指導グループ	559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目 14番16号（大阪府咲洲庁舎1階）	06-6941-0351
兵 庫	県土整備部 まちづくり局 都市政策課	650-8567	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	078-341-7711
奈 良	県土マネジメント部 まちづくり推進局 建築課	630-8501	奈良市登大路町30番地（県庁分庁舎）	0742-27-7563
和歌山	県土整備部 都市住宅局 公共建築課	640-8585	和歌山市小松原通1丁目1番	073-432-4111
鳥 取	県土整備部 技術企画課	680-8570	鳥取市東町1丁目220番地	0857-26-7111
島 根	土木部 用地対策課	690-8501	松江市殿町1番地	0852-22-5111
岡 山	土木部 都市局 建築指導課	700-8570	岡山市北区内山下2丁目4番6号	086-226-7504
広 島	環境県民局 環境県民総務課	730-8511	広島市中区基町10番52号	082-513-2715
山 口	総合企画部 政策企画課	753-8501	山口市滝町1番1号	083-933-2532
徳 島	県土整備部 用地対策課	770-8570	徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2528
香 川	環境森林部 環境政策課	760-8570	高松市番町4丁目1番10号	087-832-3210
愛 媛	土木部 道路都市局 都市計画課	790-8570	松山市一番町4丁目4番2号	089-912-2736
高 知	土木部 用地対策課	780-0850	高知市丸ノ内2丁目4番1号	088-823-9817
福 岡	企画・地域振興部 総合政策課	812-8577	福岡市博多区東公園7番7号	092-651-1111
佐 賀	県土整備部 土地対策課	840-8570	佐賀市城内1丁目1番59号	0952-24-2111
長 崎	企画振興部 土地対策室	850-8570	長崎市江戸町2番13号	095-895-2041
熊 本	企画振興部 地域・文化振興局 地域振興課	862-8570	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-333-2181
大 分	土木建築部 都市・まちづくり推進課	870-8501	大分市大手町3丁目1番1号	097-536-1111
宮 崎	県土整備部 用地対策課	880-8501	宮崎市橘通東2丁目10番1号	0985-26-7174
鹿 児 島	企画部 地域政策課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2111
沖 縄	企画部 土地対策課	900-8570	那覇市泉崎1丁目2番2号	098-866-2040

受験願書提出用封筒の記載例

(例) 受験願書の提出が書面申請でかつ郵送による場合、封筒の表面に以下のとおり記載してください。

必ず!
簡易書留
又は書留

角形2号封筒!

・必ず郵便の窓口で「簡易書留」又は「書留」扱いとすること。
 ・期限厳守(締切日の消印有効)

折り曲げ厳禁

不動産鑑定士試験受験願書在中

○
○
県

△
△
局

□
□
部

●
●
係

あて

○
○
県

△
△
市

□
□
丁目

●
●
番
▲
号

必ず!
赤字

郵送前に注意事項をすべて
チェック!

- 郵送時の注意事項**
- 必ず郵便局の窓口で「簡易書留」又は「書留」扱いにして発送してください。
 - 消印の日付が受付期間内であることを必ず確認してください。
- ※ 受付期間 2/24(金)～3/10(金)**
- 郵送前の注意事項**
- 受験願書を提出する前に、以下の事項を再度確認してください。
 - 受験願書について、記入漏れ及び誤りがないか(整理票部分)
 - 収入印紙(13,000円分)を貼付しているか
 - 写真を貼付しているか(整理票)
 - 合格を証明する書類を添付しているか(免除申請のみ)
 - 封筒に、赤字で「不動産鑑定士試験受験願書在中」を必ず記載してください。
 - 封筒に、申込者の氏名、郵便番号及び住所を必ず記載してください。

平成29年不動産鑑定士試験

受験願書配付から合格証書送付まで

- ◇受験案内及び受験願書配付期間
2/13(月)～3/10(金) →受験願書の記入
収入印紙、顔写真等を用意
- ◇試験申込受付期間
電子申請 2/17(金)～3/10(金)
書面申請 2/24(金)～3/10(金) →申込書類は、締切日消印有効
※受付期間を過ぎたもの、記載不備等のものは、受け付けません。
- ◇試験場の公表
4月上旬まで →国土交通省ホームページに掲載
(ホームページアドレス: http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_005222.html)
- ◆短答式試験受験票の到着
5/5(金)まで →期日までに受験票が届かない場合は、土地鑑定委員会
事務局(連絡先3頁)までお問合せください。
- ◆短答式試験の実施
5/14(日) →午前10時00分開始 **9時45分着席**
- ◆短答式試験の合格発表
6/28(水)(予定) →合格者の受験番号を発表
① 国土交通省(中央合同庁舎第3号館正面玄関前掲示板)
及び各都道府県庁に掲示
② 国土交通省ホームページに掲載
(ホームページアドレス: http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_005222.html)
- ・官報公告
7/7(金)(予定)
- ◆短答式試験合格通知書の到着
7/6(木)まで →期日までに合格通知書が届かない場合は、土地鑑定委員
会事務局(連絡先3頁)までお問合せください。
- ◇論文式試験受験票の到着
7/21(金)まで →期日までに受験票が届かない場合は、土地鑑定委員会事
務局(連絡先3頁)までお問合せください。
- ◇論文式試験の実施
8/5(土)～8/7(月) →午前10時00分開始 **9時45分着席**
- ◇論文式試験の合格発表
10/20(金)(予定) →合格者の受験番号を発表
① 国土交通省(中央合同庁舎第3号館正面玄関前掲示板)
及び各都道府県庁に掲示
② 国土交通省ホームページに掲載
(ホームページアドレス: http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_005222.html)
- ・官報公告
11/2(金)予定
- ◇合格証書の到着
10/30(月)まで →期日までに合格証書が届かない場合は、土地鑑定委員会
事務局(連絡先3頁)までお問合せください。

※短答式試験の免除申請をした場合は、◆は関係ありません。

平成 29 年不動産鑑定士試験受験願書

※短答式
受験番号

※論文式
受験番号

私は、不動産鑑定士試験を受験したいので、以下に記載した内容が真実、かつ正確であることを確認の上、申し込みます。

平成 年 月 日【申込日】

土地鑑定委員会委員長 殿

氏名

氏名
(フリガナ)

姓				名			

※戸籍に記載されている氏名を記入
※フリガナはカタカナで、濁点、半濁点は1文字として記入

生年月日

大正 平成 昭和

年 月 日 歳

性別

男 女

職業区分

※下記表より該当する記号を記入

A. 無職	B. 大学院生	C. 大学生 (短大含む)	D. 中学・高校生	E. 専門学校生
F. 鑑定事務所職員	G. 会社員 (Fに該当する者以外)	H. 公務員	I. その他 (自営業等)	

住所

〒

都道 市区
府県 郡

住民票の住所

※上記住所と住民票に記載された住所が異なる場合のみ記入

都道 市区
府県 郡

連絡先

電話 (自宅)	()	} ※連絡可能な電話番号を必ず1以上記入
電話 (携帯)	()	
電話 (その他)	()	
メールアドレス	@	その他の連絡先名称

※メールアドレスは任意

短答式試験の免除申請 ※免除申請をしようとする者は、この項目を記入し、裏面に証明書類を貼付

申請する

短答式試験の合格年及び受験番号

平成 年 番

論文式試験の科目の一部免除申請 ※免除申請をしようとする者は、この項目を記入し、裏面に証明書類を貼付

申請する

免除申請科目	免除科目に関して合格した試験等

希望する試験地 ※それぞれ右欄に記載された試験地から希望する試験地を一つ選択し、太枠内に記入

・短答式	・北海道 ・大阪府	・宮城県 ・広島県	・東京都 ・香川県	・新潟県 ・福岡県	・愛知県 ・沖縄県
・論文式	・東京都 ・大阪府 ・福岡県				

収入印紙貼付欄

受験手数料 13,000円 (過不足のないようにしてください)

- 収入印紙の裏全面にのりをつけて枠内に貼ってください。
- 収入印紙以外のもの(収入証紙や切手等)は使用できません。
- 消印はしないでください。

※受付年月日

年 月 日

都道府県名及び
担当者印

※短答式試験受験番号

※論文式試験受験番号

平成 29 年不動産鑑定士試験 整理票

希望する短答式試験地

希望する論文式試験地

フリガナ

氏名

生年月日

年齢

性別

大・昭・平

年 月 日

歳

男 ・ 女

住所 〒

電話番号

()

(写 真)	チェック欄		※特記事項
	・本人のみが撮影されたもの ・6ヵ月以内に撮影されたもの ・写真の大きさは縦45mm×横35mm又は縦40mm×横30mm ・無帽で正面を向いたもの ・背景や影がないもの ・写真の裏面に氏名を書き、枠内に収まるように裏全面にのりを付け貼付してください。	短答式	
(平成 年 月撮影)		論文式1日目	<input type="checkbox"/> AM科目 <input type="checkbox"/> PM科目
		論文式2日目	<input type="checkbox"/> AM科目 <input type="checkbox"/> PM科目
短答式免除		論文式3日目	<input type="checkbox"/> AM科目 <input type="checkbox"/> PM科目
		論文式科目免除	

切り取り線

※短答式試験記事欄

.....

※論文式試験記事欄

.....

切
り
離
し
て
は
い
け
ま
せ
ん

免除申請証明書类等貼付欄

○ 短答式試験の免除に係る証明書類（下記のいずれか1つ）

- ① 平成27年又は平成28年の短答式試験合格通知書の原本又は写し（コピー）
 - ② 平成27年又は平成28年論文式試験受験票の原本又は写し（コピー）
 - ③ 短答式試験の合格証明書（①、②のいずれの書類もない場合）
- ※ 写し（コピー）の場合の原本照合は不要です。
 ※ 証明書類の氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本（原本）を貼付してください。

○ 論文式試験の科目の一部免除に係る証明書類

- 科目免除に該当することを証明する書類の原本又は写し（コピー）
- ※ 写し（コピー）の場合は原本照合が必要です。
 - ・ 窓口での申込みの場合は、窓口で原本を提示
 - ・ 郵送での申込みの場合は、原本と返信用の封筒（切手貼付）を受験願書とともに郵送
 - ※ 証明書類の氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本（原本）を貼付してください。

原本照合確認担当者印

備考

「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」
(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定) について

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成 28 年 12 月 20 日閣議決定) (抄)

6 義務付け・枠付けの見直し等

【国土交通省】

(8) 不動産の鑑定評価に関する法律 (昭 38 法 152)

不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

<参考>

(1) 該当条文

- ・不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和 38 年法律第 152 号) (抄)
(受験の申込み)

第十二条の二 不動産鑑定士試験の受験の申込みは、受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

(2) 提案団体

岩手県、埼玉県、愛知県、京都府、兵庫県、鳥取県、香川県、山口県、九州地方知事会

平成 2 9 年度

土地・建設産業局関係
予 算 決 定 概 要

平成 2 8 年 1 2 月

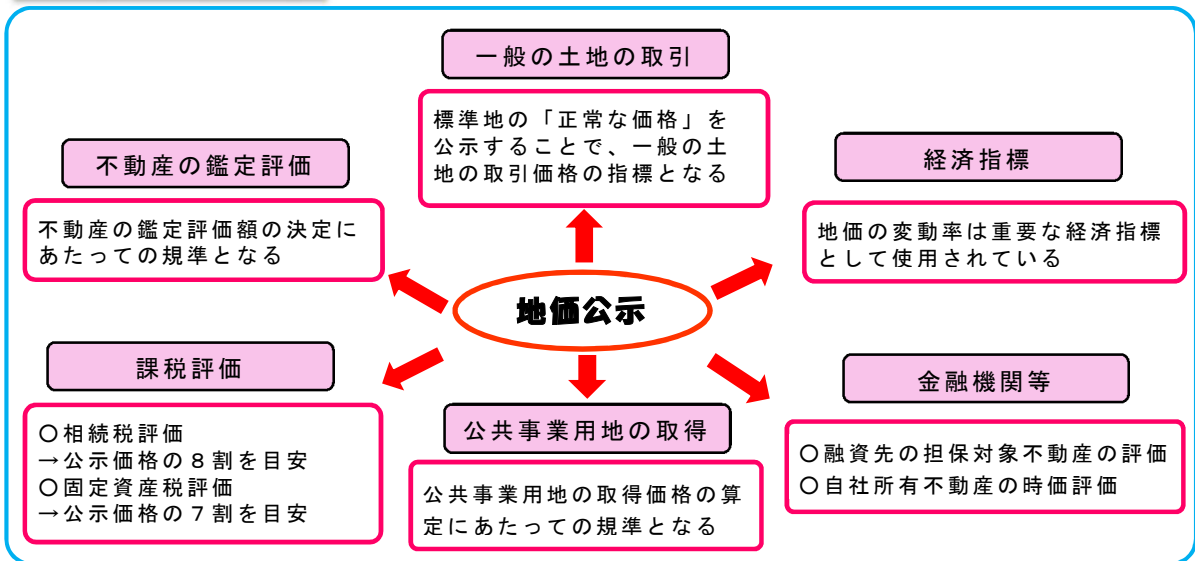
国土交通省土地・建設産業局

① 地価公示経費

3,691百万円（前年度3,691百万円）

不動産取引の指標、課税評価の基準等の役割を担う重要な制度インフラである地価公示について、その役割を十分に果たすため全国26,000地点で着実に実施する。

地価公示の役割



不動産取引の円滑化及び不動産関連ビジネスの創出・充実等を図るため、不動産関連データのオープン化やデータ提供方法の改善を行う。

○背景

我が国経済の生産性向上には、土地・不動産について、流動化等を通じた有効活用や、不動産関連ビジネスの創出等を図ることが不可欠である。

しかしながら、不動産取引の円滑化等に必要な不動産関連の公開データは十分とは言えず、データ提供方法についても改善が必要な状況である。

○施策

① 不動産関連の公開データの充実

地価公示情報		不動産取引価格情報	
鑑定評価額及び評価概要 ・ 所在及び地番並びに住居表示 ・ 公示地点の1㎡あたりの価格 ・ 地積 ・ 形状 ・ 周辺の土地利用の現状 ・ 前面道路の状況 ・ 主要な交通施設の接近状況 ・ 都市計画法その他法令に基づく制限で主要なもの 比準価格算定内訳 ・ 取引価格 ・ 推定価格 ・ 標準価格 ・ 査定価格 積算価格算定内訳 ・ 素地の取得価格 ・ 造成工事費 ・ 再調達原価	収益価格算定内訳 ・ 総収益/総費用 ・ 純収益 ・ 建物に帰属する純収益 ・ 土地に帰属する純収益 ・ 未収入期間修正後の純収益 ・ 還元利回り 開発法による価格算定内訳 ・ 収入の現価の総和 ・ 支出の現価の総和 ・ 投下資本収益率 ・ 販売単価(住宅) ・ 分譲可能床面積 ・ 建築工事費 ・ 延床面積 等	一般土地 ・ 所在地(町・大字まで表示) ・ 地域【取引事例カードでは、土地の種別と記載】 ・ 最寄駅(名称・駅からの距離) ・ 取引総額(上位2桁で表示) ・ 土地(面積・形状) ・ 建物(延床面積・建築年・構造・用途) ・ 今後の利用目的 ・ 前面道路(幅員・種類・方位) ・ 都市計画【取引事例カードでは、主たる用途地域と記載】 ・ 建ぺい率 ・ 容積率 ・ 取引時期(四半期単位で表示) ・ 取引の事情等 ・ 借地を購入した場合はその地代等	区分所有建物 ・ 所在地(町・大字まで表示) ・ 最寄駅(名称・駅からの距離) ・ 取引総額(上位2桁で表示) ・ 専有部分(間取り・面積・用途) ・ 今後の利用目的 ・ 建物(建築年・構造) ・ 都市計画(都市計画上の用途地域) ・ 建ぺい率 ・ 容積率 ・ 取引時期(四半期単位で表示) ・ 改装の有無 ・ 取引の事情等 ・ 建物全体の階層 ・ 専有部分の階層 ・ 前面道路(幅員・種類・方位(主要な窓の向き))

※下線は追加検討項目

② 編集・加工しやすい形式によるデータ提供

CSV※形式・API※による不動産関連データの提供

タブレット・スマートフォン対応のためのインターフェイス改善

※CSV (Comma-Separated Values) : 様々なソフトに取込可能で、容易に電子データの加工・集計ができるデータ形式

※API (Application Programming Interface) : あるコンピュータプログラム(ソフトウェア)の機能や管理するデータ等を、外部の他のプログラムから呼び出して利用できる機能

○効果

